

(証券コード 7711)
平成27年11月30日

株 主 各 位

茨城県日立市滑川本町三丁目19番5号
(本社事務所 茨城県高萩市上手綱3333-23)

助川電気工業株式会社
代表取締役社長 百目鬼 孝 一

第78期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月15日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月16日(水曜日)午前10時30分
2. 場 所 茨城県日立市幸町一丁目21番2号
日立商工会議所会館 4階 ドームホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第78期(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.sukegawadenki.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、円安傾向の継続による輸出関連企業の収益押し上げや、雇用・所得環境に回復の動きが見られ、緩やかな持ち直しの傾向が見られたものの、中国経済をはじめとした海外景気の下振れによる影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては、前期のような一時的に特別な受注がなく全体的に作業量が減少するなか、熱と計測に関するコア技術を生かしたシース熱電対・ヒータ・信号ケーブル等を中心に受注の確保を図るとともに、電磁ポンプを軸とする溶融金属機器の充実および個人別稼働計画の推進等による社内の生産体制の最適化等を図ってまいりました。

この結果、売上高は前期に比し、7億4千9百万円減の42億7千2百万円（前期比14.9%減）、営業利益は前期に比し、7千4百万円減の3億3千4百万円（前期比18.2%減）、経常利益は前期に比し、9千5百万円減の3億3千4百万円（前期比22.1%減）となり、当期純利益につきましても、前期に比し6千7百万円減の2億9百万円（前期比24.5%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(エネルギー関連)

エネルギー関連につきましては、核融合関連製品の新規受注等はあったものの、前期において、福島第一原子力発電所の事故以来、計画が延期されていたものが再開するなど、原子力関連製品全般の受注および納期が集中したことの反動減が大きく、売上高は21億7千7百万円（前期比21.4%減）となりましたが、セグメント利益（営業利益）につきましては、生産体制の最適化等の効果により前期とほぼ同額の4億1千7百万円（前期比0.0%増）となりました。

(産業システム関連)

産業システム関連につきましては、半導体、液晶パネル製造装置向け基板ヒータを中心に受注面は比較的順調に推移いたしましたが、売上面においては、半導体製造装置関連製品が減少したことにより、売上高は18億6千5百万円（前期比5.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）につきましても、2億3千7百万円（前期比12.0%減）となりました。

(その他)

その他につきましては、採算性が悪化した飲食店舗1店舗を平成27年3月に閉鎖したことにより、売上高は2億2千9百万円（前期比18.6%減）と減収となりましたが、セグメント利益（営業利益）につきましては3百万円（前期比226.3%増）となりました。

事業区分別の売上高および受注高

| 事業の区分    | 売上高         | 受注高         |
|----------|-------------|-------------|
| エネルギー関連  | 2,177,028千円 | 2,004,687千円 |
| 産業システム関連 | 1,865,939千円 | 2,181,908千円 |
| 小計       | 4,042,968千円 | 4,186,595千円 |
| その他      | 229,989千円   | 5,796千円     |
| 合計       | 4,272,957千円 | 4,192,392千円 |

(注) その他の売上高には、食関連事業の売上高が含まれております。

## (2) 対処すべき課題

従来の核分裂を利用した原子力関連需要は、福島第一原子力発電所の事故の影響により、軽水炉はもとより、液体金属ナトリウムを冷却材として使用する高速増殖炉関連も低調に推移せざるを得ない状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社のコア技術を生かし、シース熱電対・ヒータ・信号ケーブル等の製品を、火力および風力発電、半導体・液晶製造装置および各種プラント等広範囲にわたり拡販すること、および電磁ポンプを軸とする熔融金属機器の充実を図り、自動車および核融合関連等の受注確保にも注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度におきましては、産業システム関連設備および生産管理システムを中心に9千9百万円の設備投資を行いました。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 財産および損益の状況

| 区分         | 期  | 第 75 期               | 第 76 期               | 第 77 期               | 第78期(当事業年度)          |
|------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|            | 期間 | 平成23年10月～<br>平成24年9月 | 平成24年10月～<br>平成25年9月 | 平成25年10月～<br>平成26年9月 | 平成26年10月～<br>平成27年9月 |
| 売上高        |    | 3,604,085千円          | 4,227,489千円          | 5,022,083千円          | 4,272,957千円          |
| 経常利益       |    | 98,731千円             | 309,492千円            | 429,457千円            | 334,389千円            |
| 当期純利益      |    | 36,285千円             | 191,043千円            | 276,868千円            | 209,012千円            |
| 1株当たり当期純利益 |    | 5円45銭                | 28円68銭               | 42円29銭               | 33円05銭               |
| 純資産        |    | 3,501,312千円          | 3,685,600千円          | 3,714,662千円          | 3,787,666千円          |
| 総資産        |    | 5,982,842千円          | 6,312,762千円          | 6,329,404千円          | 6,292,798千円          |

## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

当社は、電気機械器具、精密機械器具、食品等の製造および販売ならびに調理機器等の開発と飲食店の経営を主な事業とし、これら製品に付帯する設備工事等これに関連する事業を営んでおります。当社の事業内容は次のとおりであります。

### ① エネルギー関連

主要な製品は、原子力・火力発電所の温度制御関係および研究機関の安全性確証試験装置に使用されております。

### ② 産業システム関連

主要な製品は、鉄鋼・自動車・半導体・液晶等の製造装置の「熱と計測」に関する部分に広く使用されております。

### ③ その他

主に飲食店の経営を行うとともに、当社技術による調理機器等の開発を行っております。また、健康補助食品の製造および販売を行っております。

## (12) 主要な営業所および工場

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 本社事務所<br>高 萩 工 場 | 茨城県高萩市上手綱 3333-23                      |
| 滑 川 工 場          | 茨城県日立市滑川本町 3-19-5                      |
| 東 京 支 店          | 東京都千代田区内神田 3-16-9 (松浦ビル)               |
| 大阪営業所            | 大阪府大阪市北区南森町 1-1-25 (八千代ビル南館)           |
| 広島営業所            | 広島県広島市東区光町 1-9-28 (第一寺岡ビル)             |
| つくばオフィス          | 茨城県つくば市千現 2-1-6 (つくば研究支援センター<br>C-A-9) |

## (13) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 194名    | 3名増         | 45.5歳   | 21.2年       |

## (14) 主要な借入先

| 借 入 先           | 借 入 額       |
|-----------------|-------------|
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行 | 1,293,320千円 |

## (15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 16,800,000株 |
| ② 発行済株式総数  | 6,710,000株  |
| ③ 株主数      | 920名        |
| ④ 大株主      |             |

| 株 主 名                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------|----------|---------|
| 株式会社ドウメキエンタープライズ        | 839,000株 | 13.27%  |
| 百 目 鬼 孝 一               | 569,940株 | 9.01%   |
| 東京中小企業投資育成株式会社          | 357,850株 | 5.66%   |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行         | 312,000株 | 4.93%   |
| 株 式 会 社 常 陽 リ ー ス       | 207,000株 | 3.27%   |
| 島 田 睦                   | 200,000株 | 3.16%   |
| 常 陽 信 用 保 証 株 式 会 社     | 164,000株 | 2.59%   |
| 茂 角 広 子                 | 153,941株 | 2.43%   |
| 助 川 電 気 工 業 従 業 員 持 株 会 | 143,369株 | 2.27%   |
| 小 方 高 明                 | 132,000株 | 2.09%   |

(注) 持株比率は自己株式(386,973株)を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年8月6日開催の取締役会における決議に基づき、平成27年10月1日付をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

### (2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の氏名等

| 地 位            | 氏 名     | 担 当            | 重要な兼職の状況           |
|----------------|---------|----------------|--------------------|
| 代表取締役<br>取締役社長 | 百目鬼 孝 一 |                |                    |
| 常務取締役          | 小 瀧 理   | 営業本部長兼経理<br>部長 |                    |
| 取 締 役          | 佐 藤 一 雄 | 社長付            |                    |
| 取 締 役          | 三 浦 邦 明 | 技術開発部長         |                    |
| 取 締 役          | 岡 田 忍   | 技術本部長          |                    |
| 取 締 役          | 久保木 孝 和 | 製造本部長          |                    |
| 常勤監査役          | 小須田 邦 光 |                |                    |
| 社外監査役          | 金 澤 純 一 |                | 金澤純一税理士事務所<br>所長   |
| 社外監査役          | 小 野 修一郎 |                | 小野修一郎税理士事務<br>所 所長 |

- (注) 1. 社外監査役 金澤純一氏および小野修一郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は、社外監査役 金澤純一氏および小野修一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 数 | 支 給 額    |
|-------|-----|----------|
| 取 締 役 | 6 名 | 89,110千円 |
| 監 査 役 | 3 名 | 6,500千円  |

- (注) 1. 監査役のうち社外監査役は2名、支給額2,600千円であり、上記に含んでおります。
2. 報酬限度額は、平成2年12月12日開催の第53期定時株主総会において、取締役は月額15,000千円以内、監査役は月額2,000千円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役金澤純一氏は、金澤純一税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には重要な関係はありません。

監査役小野修一郎氏は、小野修一郎税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と同事務所との間には重要な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

監査役金澤純一氏は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会にほとんど出席し、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

監査役小野修一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会にほとんど出席し、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

##### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社はこれまで、経営の意思決定機能と業務執行の管理監督機能とを有する取締役会に対し、外部からの客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するための体制として、社外監査役2名による監査が実施されることにより十分と考えつつも経営監視機能の更なる充実に向け、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいりました。とりわけ当社の事業特性等を勘案しますと、当社の事業特性等を十分に理解しない方を社外取締役とした場合、当社の機動的かつ効率的経営に資さない可能性もあり得ると考えております。

このような見地より、適任者の選定を行ってまいりましたが、当事業年度においては、適任者を見つけるには至らず、社外取締役を置いておりません。当社としては、当社の経営陣からの独立性を有しつつも当社の事業特性等への理解を有する現在の社外監査役に、社外取締役として機能していただくことが最良と考え、その方法を検討してまいりました結果、今般「会社法の一部を改正する法律」により創設された監査等委員会設置会社に移行し、現在の社外監査役を監査等委員である取締役（社外取締役）として選任することを、本総会にお諮りしております。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

興亜監査法人

### ② 報酬等の額

|                                | 支給額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,500千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬の算出根拠等を精査したうえで、当該会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意しております。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

### 3. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、次のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、定期的または必要に応じて随時開催する取締役会において、職務執行の状況を報告するとともに、相互にその職務執行を監督します。また、社外監査役を含む各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役会の職務執行について監査します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、稟議決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規則に基づき、適切かつ確実に保存および管理します。また、取締役、監査役または内部監査部門がこれらの文書等の閲覧を要請した場合には、直ちに提出できる体制とします。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署において、必要な諸規程、教育訓練制度の整備を行い、リスク要因に関する管理を行います。

なお、組織横断的リスク状況の監視および全体的な対応は管理本部が行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画に基づき各取締役が目標達成のための活動を行います。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか、その実績を月次単位で管理することにより、定期的に検証を行います。

日常の職務の執行に際しては、取締役の担当業務を明確化させるとともに、定期的に開催する常務会を通じ、情報共有を行い、迅速な意思決定と効率的な職務執行を実施します。

**(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

各種法令遵守の啓蒙・教育活動の継続的实施により、法令遵守への理解と意識を常に高めるよう努めます。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、早期に体制を整備し、必要な人員を配置します。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指揮命令に従うこととし、当該使用人の任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得た上で決定するものとします。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役が、重要な意思決定のプロセスや業務執行の状況を詳細に把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、稟議決裁書類その他の業務執行に関する文書等をいつでも閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその職務執行の状況報告を求めることができる体制とします。

取締役および使用人は、監査役または監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社の経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実、内部監査の実施状況ならびに監査の必要上において報告を求められた職務執行の状況について、速やかに報告する体制とします。なお、監査役または監査役会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとします。

監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、これに応じるものとします。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換の機会を持ち、監査上の意見および情報の交換を行うことにより監査の実効性を確保できる体制とします。

当社は上記方針に基づき、以下の取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、経営理念の浸透とコンプライアンス意識の向上を図るため、役職員全員を対象に研修を行っております。また、各部門の管理監督者で構成する委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

② リスク管理体制に関する取り組み

取締役、監査役ならびに各部門の管理者の連携を強化し、当社で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策、当該対応策の進捗状況の点検を行っております。また、リスクが発生した場合の再発防止に関する検討を行っております。

個別取引、資金管理等を含めた財務報告に関するリスクについては、内部監査部門による内部統制評価の整備と運用の評価を行っております。

③ 業務執行の適正確保および効率性に関する取り組み

取締役会において法令および定款で定められた事項およびその他の事項に関して報告を密に行うことにより、取締役相互の職務執行に関する監督を行っております。決議された業務執行に関する重要な事項については、各部門管理者と詳細な検討を行い、効率的な業務執行を行っております。

④ 内部監査の取り組み

内部監査年間計画に基づき、内部監査を実施しております。その結果は、取締役および監査役に報告しております。

⑤ 監査役への情報共有の取り組み

監査役は、取締役の職務執行の妥当性及び適正性を確認するため、取締役会その他会議への出席、事業所への往査を行うとともに、代表取締役より意見の聴取を行っております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 9 月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,843,680</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,161,030</b> |
| 現金及び預金          | 1,165,203        | 支払手形             | 188,165          |
| 受取手形            | 99,883           | 電子記録債務           | 138,626          |
| 電子記録債権          | 123,953          | 買掛金              | 245,144          |
| 売掛金             | 1,545,393        | 短期借入金            | 1,240,000        |
| 商品及び製品          | 140,371          | 1年以内返済予定の長期借入金   | 16,008           |
| 仕掛品             | 399,241          | リース債務            | 7,839            |
| 原材料及び貯蔵品        | 288,163          | 未払金              | 3,726            |
| 前払費用            | 8,717            | 未払費用             | 161,967          |
| 繰延税金資産          | 61,231           | 未払法人税等           | 40,001           |
| その他             | 15,119           | 未払消費税等           | 23,301           |
| 貸倒引当金           | △3,600           | 前受金              | 5,345            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,449,118</b> | 預り金              | 5,304            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,704,166</b> | 前受収益             | 2,044            |
| 建物              | 582,120          | 賞与引当金            | 74,490           |
| 構築物             | 48,037           | 設備関係支払手形         | 9,066            |
| 機械及び装置          | 132,131          | <b>固定負債</b>      | <b>344,101</b>   |
| 車両及び運搬具         | 411              | 長期借入金            | 37,312           |
| 工具器具及び備品        | 22,531           | リース債務            | 24,475           |
| 土地              | 886,304          | 退職給付引当金          | 274,110          |
| リース資産           | 29,921           | 資産除去債務           | 7,848            |
| 建設仮勘定           | 2,708            | その他              | 355              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>35,689</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>2,505,132</b> |
| 借地権             | 29,919           | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| ソフトウェア          | 5,769            | <b>株主資本</b>      | <b>3,743,423</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>709,262</b>   | 資本金              | 921,100          |
| 投資有価証券          | 438,160          | 資本剰余金            | 1,164,309        |
| 出資金             | 90               | 資本準備金            | 1,164,236        |
| 長期貸付金           | 118,664          | その他資本剰余金         | 73               |
| 長期前払費用          | 9,081            | <b>利益剰余金</b>     | <b>1,872,223</b> |
| 保険積立金           | 51,912           | 利益準備金            | 138,000          |
| 繰延税金資産          | 75,742           | その他利益剰余金         | 1,734,223        |
| その他             | 20,789           | 別途積立金            | 1,350,000        |
| 貸倒引当金           | △5,179           | 繰越利益剰余金          | 384,223          |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,292,798</b> | <b>自己株式</b>      | <b>△214,209</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等         | 44,242           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金     | 44,242           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>3,787,666</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>6,292,798</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 4,272,957 |
| 売 上 原 価               |        | 3,164,742 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,108,215 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 773,829   |
| 営 業 利 益               |        | 334,385   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 3,752  |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 967    |           |
| 受 取 配 当 金             | 5,871  |           |
| 固 定 資 産 賃 貸 料         | 2,439  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 3,600  |           |
| そ の 他                 | 7,589  | 24,220    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 18,064 |           |
| 固 定 資 産 廃 棄 損         | 1,285  |           |
| そ の 他                 | 4,866  | 24,216    |
| 経 常 利 益               |        | 334,389   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 4,075  | 4,075     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 減 損 損 失               | 4,566  | 4,566     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 333,898   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 101,681   |
| 法 人 税 等 調 整 額         |        | 23,205    |
| 当 期 純 利 益             |        | 209,012   |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年10月1日)  
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 921,100 | 1,164,236 | 73              | 1,164,309     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                 |               |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                 |               |
| 別途積立金の積立                |         |           |                 |               |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —               | —             |
| 当 期 末 残 高               | 921,100 | 1,164,236 | 73              | 1,164,309     |

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |                 |          |           |          |           |
|-------------------------|-----------|-----------------|----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                 |          |           | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
|                         | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          | 利益剰余金合計   |          |           |
|                         |           | 別途積立金           | 繰越利益剰余金  |           |          |           |
| 当 期 首 残 高               | 138,000   | 1,100,000       | 545,382  | 1,783,382 | △212,123 | 3,656,668 |
| 当 期 変 動 額               |           |                 |          |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |                 | △120,171 | △120,171  |          | △120,171  |
| 当 期 純 利 益               |           |                 | 209,012  | 209,012   |          | 209,012   |
| 別途積立金の積立                |           | 250,000         | △250,000 | —         |          | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                 |          |           | △2,085   | △2,085    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |                 |          |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | 250,000         | △161,159 | 88,840    | △2,085   | 86,755    |
| 当 期 末 残 高               | 138,000   | 1,350,000       | 384,223  | 1,872,223 | △214,209 | 3,743,423 |

(単位：千円)

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 57,993          | 57,993     | 3,714,662 |
| 当 期 変 動 額               |                 |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当             | —               |            | △120,171  |
| 当 期 純 利 益               | —               |            | 209,012   |
| 別途積立金の積立                | —               | —          | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                 |            | △2,085    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △13,750         | △13,750    | △13,750   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △13,750         | △13,750    | 73,004    |
| 当 期 末 残 高               | 44,242          | 44,242     | 3,787,666 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価の基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、仕掛品……………個別法に基づく原価法

半製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法に基づく原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の償却の方法は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備は除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成10年4月1日以降に取得し、かつ平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物      10～47年

機械及び装置          4～7年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員賞与に充てるため支給見込額に基づき計上しております。
  - ③ 退職給付引当金  
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。
- (5) 収益および費用の計上基準  
完成工事高の計上基準  
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法  
税抜方式を採用しております。

## 貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,740,220千円 |
| (2) 担保に供している資産     |             |
| 建物                 | 380,754千円   |
| 機械及び装置             | 14,964千円    |
| 土地                 | 580,258千円   |
| 借地権                | 26,081千円    |
| 合計                 | 1,002,058千円 |
| 上記に対応する債務          |             |
| 短期借入金              | 1,240,000千円 |
| 1年以内返済長期借入金        | 16,008千円    |
| 長期借入金              | 37,312千円    |
| 合計                 | 1,293,320千円 |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                            |      |            |
|----------------------------|------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数    | 普通株式 | 6,710,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の数     | 普通株式 | 386,973株   |
| (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 |      |            |

### ① 配当金支払額

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成26年12月18日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 56,931     | 9           | 平成26年9月30日 | 平成26年12月19日 |
| 平成27年5月13日<br>取締役会決議  | 普通株式  | 63,239     | 10          | 平成27年3月31日 | 平成27年6月10日  |

### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当<br>の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|-----------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年12月16日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金     | 63,230         | 10              | 平成27年9月30日 | 平成27年12月17日 |

- (4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 87,879千円  |
| 賞与引当金     | 24,455千円  |
| 賞与未払社会保険料 | 3,846千円   |
| 構築物       | 3,980千円   |
| 貸倒引当金     | 2,842千円   |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,529千円   |
| 一括償却資産    | 560千円     |
| 未払事業税     | 3,784千円   |
| 電話加入権     | 1,155千円   |
| 減損損失      | 26,910千円  |
| 在庫評価減     | 27,560千円  |
| 資産除去債務    | 2,242千円   |
| その他       | 699千円     |
| 繰延税金資産小計  | 189,447千円 |
| 評価性引当額    | △31,595千円 |
| 繰延税金資産合計  | 157,852千円 |

### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △20,877千円 |
| 繰延税金負債合計     | △20,877千円 |
| 繰延税金資産純額     | 136,974千円 |

## 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気機械器具・精密機械器具の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式、または、投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金は、5か月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年以内であります。

資金は固定金利により調達し、金利リスクを回避しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、営業本部および管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### (イ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社の外貨建て営業債権は僅少であるため、為替の変動リスクも僅少であります。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、長期資金は固定金利を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)等の財務状況を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1か月分超に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在の営業債権における特定の顧客に対する集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

|            | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------|--------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,165,203    | 1,165,203 | -      |
| (2) 受取手形   | 99,883       | 99,883    | -      |
| (3) 電子記録債権 | 123,953      | 123,953   | -      |
| (4) 売掛金    | 1,545,393    | 1,545,393 | -      |
| (5) 投資有価証券 | 382,438      | 382,438   | -      |
| (6) 長期貸付金  | 118,664      |           |        |
| 貸倒引当金(※)   | △5,179       |           |        |
|            | 113,485      | 124,393   | 10,908 |
| 資産計        | 3,430,358    | 3,441,266 | 10,908 |
| (1) 支払手形   | 188,165      | 188,165   | -      |
| (2) 電子記録債務 | 138,626      | 138,626   | -      |
| (3) 買掛金    | 245,144      | 245,144   | -      |
| (4) 短期借入金  | 1,240,000    | 1,240,000 | -      |
| (5) 長期借入金  | 53,320       | 54,586    | 1,266  |
| 負債計        | 1,865,256    | 1,866,522 | 1,266  |

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託等は公表されている基準価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

- (6) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保および保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

## 負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 55,722   |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 関連当事者との取引に関する注記

当社と関連当事者の取引

役員および主要株主等

| 種 類                       | 会社等の名称<br>又は氏名   | 所在地        | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|---------------------------|------------------|------------|------------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社 | 株式会社<br>エンタープライズ | 茨城県<br>日立市 | 100,000          | 資産管理会社        | 直接<br>(13.4)              | 役員の兼任         | 貸付金       | —            | 長期<br>貸付金 | 112,000      |
|                           |                  |            |                  |               |                           |               | 受取<br>利息  | 2,777        | —         | —            |

(注) 1 役員およびその近親者が議決権の100%を保有しております。

- 2 取引条件および取引条件の決定方針等

貸付金については、当社株式839千株を担保として受け入れており、金利は当社の調達金利を基準として決定しております。なお、取引金額、期末残高には消費税等は含まれておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 599円03銭  
(2) 1株当たり当期純利益 33円05銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

助川電気工業株式会社

取締役会 御中

興 亜 監 査 法 人

指 定 社 員      公認会計士 松 村      隆Ⓔ  
業務執行社員

指 定 社 員      公認会計士 柿 原 佳 孝Ⓔ  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、助川電気工業株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月18日

助川電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小須田 邦 光 ㊟

監 査 役 金 澤 純 一 ㊟

監 査 役 小 野 修一郎 ㊟

(注) 監査役金澤純一及び小野修一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、毎期の業績、財政状態を勘案しつつ、優先的に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記の方針のもと、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 10円

配当金支払総額 63,230,270円

これにより、中間配当金(1株につき10円)と合わせまして、年間配当金は1株につき20円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月17日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

併せて、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                                       |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (機 関)                                                      | (機 関)                                                                       |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                             | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                                              |
| (1) 取締役会                                                   | (1) 取締役会                                                                    |
| (2) 監査役                                                    | (削 除)                                                                       |
| (3) 監査役会                                                   | (2) 監査等委員会                                                                  |
| (4) 会計監査人                                                  | (3) 会計監査人                                                                   |
| (取締役の員数)                                                   | (取締役の員数)                                                                    |
| 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。                                     | 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。                                     |
| (新 設)                                                      | 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。                                                 |
| (取締役の任期)                                                   | (取締役の任期)                                                                    |
| 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の                           | 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)<br/>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集等)<br/>第25条 (条文省略)<br/>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集等)<br/>第25条 (現行どおり)<br/>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(業務執行の委任)<br/><u>第26条 取締役会は、その決議によって、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)<br/>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の権限および決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職</u></p> | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p><u>2. 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p> <p><u>3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                        |       |
| (監査役会の招集通知)                                                                                                                                                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                   |       |
| (監査役の報酬等)                                                                                                                                                                                                                              | (削 除) |
| <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                            |       |
| (監査役会規程)                                                                                                                                                                                                                               | (削 除) |
| <p><u>第36条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                   |       |
| (監査役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                             | (削 除) |
| <p><u>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |       |

| 現 行 定 款                            | 変 更 案                                                                                                                                              |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                              | <u>(監査等委員会)</u>                                                                                                                                    |
|                                    | <u>第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u><br><u>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                            |
| (新 設)                              | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                                                                                               |
|                                    | <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新 設)                              | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                                                                                  |
|                                    | <u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                                |
| 第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略) | 第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                |
| (新 設)                              | <u>附則</u>                                                                                                                                          |
|                                    | <u>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第78期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>          |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員(6名)は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | どう め き こう いち<br>百目鬼 孝 一<br>(昭和22年3月13日生) | 昭和47年8月 当社入社<br>昭和55年7月 当社企画部長<br>昭和56年11月 当社取締役<br>昭和60年12月 当社取締役副社長<br>昭和63年12月 当社代表取締役社長 (現任)                                                     | 569,940株               |
| 2          | こ た き おきむ<br>小 瀧 理<br>(昭和30年12月12日生)     | 昭和54年4月 当社入社<br>平成17年10月 当社管理部長<br>平成19年12月 当社取締役管理部長<br>平成21年7月 当社取締役管理本部長<br>平成25年12月 当社常務取締役営業本部長<br>平成26年10月 当社常務取締役営業本部長兼<br>経理部長 (現任)          | 16,000株                |
| 3          | き とう かず お<br>佐 藤 一 雄<br>(昭和24年4月19日生)    | 昭和47年3月 当社入社<br>平成6年4月 当社営業本部営業部長<br>平成17年10月 当社営業本部長<br>平成17年12月 当社取締役営業本部長<br>平成22年12月 当社常務取締役営業本部長<br>平成25年7月 当社取締役営業本部長<br>平成25年7月 当社取締役社長付 (現任) | 45,080株                |
| 4          | み うら くに あき<br>三 浦 邦 明<br>(昭和27年2月24日生)   | 昭和50年4月 当社入社<br>平成13年10月 当社技術開発部長<br>平成17年12月 当社取締役技術開発部長<br>(現任)                                                                                    | 12,300株                |
| 5          | おか だ しのぶ<br>岡 田 忍<br>(昭和28年2月22日生)       | 昭和52年4月 当社入社<br>平成17年10月 当社製造本部第2製造部長<br>平成21年4月 助川計測(株)マネージャー<br>平成25年8月 当社技術本部長<br>平成25年12月 当社取締役技術本部長<br>(現任)                                     | 6,000株                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 6          | く ぼ き た か か ず<br>久保木 孝 和<br>(昭和30年11月9日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成17年10月 当社品質管理部長<br>平成24年3月 当社製造本部第1製造部長<br>平成25年8月 当社製造本部長<br>平成25年12月 当社取締役製造本部長<br>(現任) | 10,200株                |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略 歴、 地 位、 担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | こ す だ く に み つ<br>小須田 邦 光<br>(昭和21年6月29日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成7年12月 当社取締役管理本部長<br>平成17年12月 当社常務取締役<br>平成19年12月 当社顧問<br>平成24年12月 当社常勤監査役(現任)             | 28,000株                |
| 2          | かな ざわ じゅん いち<br>金 澤 純 一<br>(昭和18年9月20日生)  | 昭和37年4月 東京国税局入局<br>平成11年7月 潮来税務署署長<br>平成12年7月 土浦税務署署長<br>平成14年9月 金澤純一税理士事務所所長<br>(現任)<br>平成16年12月 当社監査役(現任) | 5,000株                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                  | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | お の しゅういちろう<br>小 野 修 一 郎<br>(昭和22年6月7日生) | 昭和41年4月 関東信越国税局入局<br>平成12年7月 水戸税務署特別国税調査官<br>平成15年7月 関東信越国税局総務部税務相<br>談室税務相談官<br>平成16年8月 小野修一郎税理士事務所所長<br>(現任)<br>平成20年12月 当社監査役 (現任) | 5,000株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金澤純一氏および小野修一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金澤純一氏および小野修一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 金澤純一氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
5. 小野修一郎氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

#### 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成2年12月12日開催の第53期定時株主総会において、月額15,000千円以内と決議いただき、今日にいたっております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社に移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を月額15,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を月額2,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

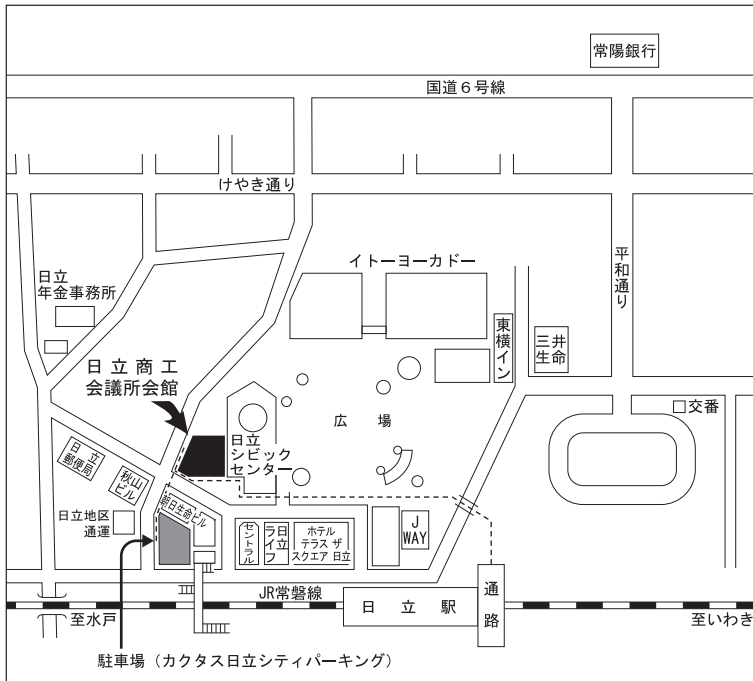
本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

茨城県日立市幸町一丁目21番2号

日立商工会議所会館 4階 ドームホール



## 交通のご案内

- JR常磐線日立駅 中央口より徒歩5分

- 常磐自動車道日立中央ICより10分

お車でお越しの方は、朝日生命ビルの隣の駐車場（カクタス日立シティパーキング）をご利用願います。  
 なお、総会会場受付に駐車料サービス券を用意しておりますので、ご利用の方はお申し出下さい。